

弁護士会等の活動の活性化のための費用の補助に関する規則（規則第百九十五号）中一部改正

弁護士会等の活動の活性化のための費用の補助に関する規則（規則第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 弁護士会連合会が役員選任規程（会規第八号。以下「規程」という。）第四条第七項の規定により本会の理事の候補者となる女性を推薦し、及び支援助するために要する費用

第三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第四号の費用の具体的範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 規程第四条第七項の規定により弁護士会連合会が推薦する女性が代議員会の決議により理事に選任された場合において、当該弁護士会連合会が当該理事に対してした経済的支援に要した費用

二 その他会長が相当と認める費用

第四条に次の一号を加える。

六 前条第三項第一号の経済的支援 年間六十万円を上限とする実費

第五条第二号中「百万円」を「百三十万円」に改める。

附 則

第二条第四号（新設）、第三条第三項及び第四項、第四条第六号（新設）並びに第五条第二号の改正規定は、令和六年九月二十日から施行し、令和六年四月一日から適用する。